四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（試験研究用等原子炉の運転）

第二十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一　［略］

二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わせないこと。

三　運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

四　緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六　試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

七　［略］

（原子力船等において行われる運搬）

第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十　略］

［2・3　略］

4　試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子力船等において運搬することができる。

（原子力船等において行われる廃棄）

第二十七条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（保安規定）

第二十九条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする原子力船ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

（試験研究用等原子炉の運転）

第二十四条　［同上］

一　［同上］

二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わないこと。

三　運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

四　緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

六　試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行うこと。

七　［同上］

（原子力船等内の運搬）

第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十　同上］

［2・3　同上］

4　試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

（原子力船等内の廃棄）

第二十七条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十四　同上］

（保安規定）

第二十九条　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］